



早朝の伊勢神宮(イメージ)

令和7年10月31日(金)発 神田明神神職と行くツアー特別編

伊勢の歴史と伝統が息づく、食と祈りの文化体験 1泊2日

伊勢の神宮では、新たな本殿に神体が遷る次回令和15年の式年遷宮「遷御の儀」に向け、準備が早くも始まっています。

これまでご好評をいただいております「神職と行くツアー」の新たな試みとして、「伊勢神宮 朔日参りツアー」をご用意いたしました。

内宮と外宮の御垣内参拝、加えて内宮での御神楽奉納を行います。

また、神宮別宮や、椿大神社も訪れる一泊二日のツアーです。

ここにご注目 旅のポイント

- 神田明神神職が同行し、伊勢神宮にまつわるお話を皆様にしていただきます。また内宮と外宮では、通常のツアーでは体験できないエリアでの特別参拝を行います。
- 11月は「蛸びす月」。商売繁盛を祝う特別な月に因んで蛸びす餅が朔日餅として11月1日のみ発売されます(6個入1箱をお渡しいたします)。
- 名物のてこね寿司や再現された御師料理もお楽しみください。

お伊勢さんとして親しまれる 伊勢神宮

伊勢神宮の正式名称「神宮」であり、天照大御神を祀る「皇大神宮」(内宮)と豊受大御神を祀る「豊受大神宮」(外宮)をご正宮とし、14の別宮、109の摂社、末社、所管社の計125社から成り立っています。その歴史はおよそ2000年前の第十一代垂仁天皇の御代に遡ると言われ、内宮に祀られる天照大御神は皇室の御先祖でもあります。



天照大御神を祀る伊勢神宮・内宮

裏面もご覧ください

伊勢神宮で楽しむ食

てこね寿司

大喜(だいき)は、宮内庁・神宮司庁御用達の老舗割烹です。伊勢の郷土料理である「てこね寿司」をお召し上がりください。



てこね寿司 (イメージ)

朔日餅、朔日粥

早起きして朔日餅の販売風景の見学や朔日粥をお召し上がりいただいた後は、出発までの時間をゆっくりお過ごしいただけます。おかげ横丁を巡りながら、朝ばらけの伊勢を味わうのもおすすめです。



十一月の朔日餅は、商いの神さびす様にちなんだ「さびす餅」です(イメージ) 写真提供 株式会社赤福



朔日粥 (イメージ)

御師料理

伊勢市内に残る旧御師丸岡宗大夫邸を見学後、隣接する「おく文」にて再現した御師料理をご用意しました。おく文は明治26年創業の伊勢の老舗割烹です。



御師料理 (イメージ)

伊勢の「御師(おんし)」とは

江戸時代に伊勢神宮の信仰を広め、参拝者を案内・宿泊世話を行った神職のこと。御師は全国の「伊勢講」の信者を担当地域に勧誘し、伊勢参宮の際は宿坊を提供して食事や参拝の案内、神楽の奉納を行いました。明治時代に制度は廃止されましたが、現在もその名残は各地に残っています。

■各コース共通の旅行条件とご注意

■旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日以降の現地合流、離団はお受けすることが出来ませんので、なるべく早めにお申し出ください。 ■キャンセル料半額制度は国内旅行の場合適用外となります。ご注意ください。 ■マークの説明 ➡=航空機 ≡=列車 ≡=バス ≡=自動車 朝=朝食 昼=昼食 夕=夕食 □=食事なし ●=入場観光 ○=下車観光

ご旅行条件(抜粋)

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。別途交付する旅行条件書(全文)をお受け取りの上、必ずご確認ください。

1. 旅行のお申込み・予約・旅行契約の成立

- (1) お申込みは、当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入のうえ、申込金(40,000円又はパンフレットに明示した場合はその額)を添えてお申込みいただきます。
- (2) 当社は、電話、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、旅行契約は、予約の時点では成立しておらず、当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをさせていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。なお、お支払い対象旅行代金や、申込金をクレジットカードを利用、自動引き落とし方法でのお支払い方法を選択されたお客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨のメールがお客様に到達した時に成立します。旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお申込みの場合、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

3. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計額をいいます。

4. 旅行代金に含まれるもの

- (1) パンフレット等、当社ホームページの旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。
 - ① 運送機関の運賃・料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。)
 - ② 送迎バス料金、都市間の移動に係るバス料金、観光に伴うバス料金
 - ③ ホテル等の宿泊機関の宿泊料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り1部屋に2名で宿泊した場合を基準にします。)
 - ④ 食事の料金(機内食は除く。)
 - ⑤ 及び税・サービス料金
 - ⑥ その他パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨を表示したもの
- (2) 前(1)に記載したものは、お客様の都合により一部利用されなくとも払戻しの対象外となります。

5. 旅行代金に含まれないもの

第4項の他は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2) クリーニング代、電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する

心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金

- (3) お1人部屋を使用される場合の「1室1名利用追加料金」
- (4) ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途の小旅行)の料金

6. 取消料について

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に(日帰り旅行にあっては10日目に)当たる日以降8日目に当たる日まで	お支払い対象旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に(日帰り旅行にあっては10日目に)当たる日以降2日目に当たる日まで	お支払い対象旅行代金の30%
旅行開始日の前日に解除するとき	お支払い対象旅行代金の40%
当日(旅行開始前)に解除するとき	お支払い対象旅行代金の50%
旅行開始後に解除するとき又は無連絡不参加のとき	お支払い対象旅行代金の100%
貸切船舶を利用するとき	当該船舶に係る取消料規定による

ご旅行条件は、令和7年9月1日現在の運賃・料金を基準としております。

旅行企画・実施 **ワールド航空サービス**

WEBでもどうぞ **ワールド航空** 検索 <https://www.wastours.jp>

営業時間/月曜日～金曜日 午前9:30～午後5:30(土・日・祝は休業)

ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

□ 東京支店 TEL: 03-3501-4111 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-5-1 日比谷マリンビル 4階 総合旅行業務取扱管理者 松崎 浩 (株)ワールド航空サービス 観光庁長官登録旅行業201号

企画協力 **CoCoRo** (株)CoCoRo 担当:白瀬(シラセ) TEL: 03-6811-6675